



## 認知症になった後で信託は使えますか？



認知症になると、**信託制度は使えません**。  
信託は、**委託者と受託者の契約**ですので、**意思能力が必要**となります。

ですので、財産等を託す立場の委託者が認知症になると契約ができなくなります。



例えば、母（委託者）が、「施設入所後、自宅を売ってほしい」という内容で、娘と信託契約を結んでいた場合、契約後、委託者が認知症になっても、娘は契約どおり、自宅を売却することができます。

### しかし

信託契約を結んでいない場合は、**後見人を選任**することとなり、後見人が自宅を売却するには、**裁判所の許可が必要**となりますので、自宅を売却することができなくなるかもしれません。



**このような場合には、信託制度を利用されることもご検討ください。**

信託のご相談は、F&Partnersへ！

今週の  
お客様の**声**

依頼して  
良かった点は？

大阪市 やました様

私共の立場に立って、親身になって話をして頂きました

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

